

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため経済制裁の延長と追加制裁などを求める意見書

北朝鮮は、昨年6月の日朝実務者協議において約束した拉致被害者の再調査について、その後何ら動きを見せおらず、拉致問題は大きな進展がない状態である。

一方、昨年10月に米国による北朝鮮のテロ支援国家指定が解除されたことは、拉致問題の解決に大きな影響をあたえている。

国は、北朝鮮船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からすべての品目の輸入禁止措置などの制裁を行っているが、その期限が、6ヵ月ごとの更新で4月13日に到来することから、引き続き、経済制裁を延長することは当然であり、輸出禁止や北朝鮮がチャーターした船舶の入港禁止などの措置を追加して、北朝鮮に対して圧力をかけることが不可欠である。

今般、ヒラリー・クリントン米国国務長官が北朝鮮による日本人拉致被害者の家族と面会し、拉致問題について理解を示されているが、日本人拉致被害者を一日も早く救出するためには、米国や韓国をはじめ国際社会に対して強い支持と協力を求め、国際社会と協調して圧力をかけていくことが必要である。

今後、国においては、拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化するとともに、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて、ねばり強い対話と経済制裁を含めた積極的な行動を進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	鳩 山 邦 夫 様
法 務 大 臣	森 英 介 様
外 務 大 臣	中 曾 根 弘 文 様
国家公安委員会委員長	佐 藤 勉 様